

地域ネットワークニュース

～平成30年11月の勉強会のお知らせ & 10月の勉強会報告～

第250回 地域ネットワーク勉強会

※今回の勉強会は、神栖市受託事業
「成年後見制普及啓発事業」として開催します

～地元弁護士が分かりやすく解説～

「成年後見制度を利用して安心できること」

講師：神栖法律事務所 弁護士 あんじゅう ようすけ 安重 洋介 氏
(福祉後見サポートセンターかみす運営委員)

11月30日(金)

午後1時30分～3時30分
神栖市保健・福祉会館
新館2階 研修室

判断能力の不十分な方の権利や財産を守り生活を支える成年後見制度には、大きく分けて、裁判所が後見人を選ぶ「法定後見制度」と、判断能力がしっかりしているうちに自分で後見人を選んでおく「任意後見制度」の2つがあります。任意後見制度には認知症や脳梗塞などで判断能力が衰えた時に備えて、自分がどのような暮らしを望むのか、意志表示をしておくことができる安心があります。

今回の勉強会では、市内法律事務所の安重弁護士をお招きし、法定後見制度・任意後見制度についての解説や、任意後見制度を利用するタイミング、実際に契約書(公正証書)で決めておくことのできる事項などについて、法律家の視点から分かりやすくお話いただきます。

老後を心配されるご本人はもちろん、ご家族や支援者など周りの方が制度や後見人の役割、その活用方法を知っておくことが、将来の備えにつながります。講演後には質問の時間も設けますので、ぜひご参加ください。



会場内には情報提供・紹介コーナーを設けています。福祉や医療に関する事業所等のパンフレットやチラシ、研修会のご案内など、配布、展示いたします。当日のご持参でもかまいません。みなさまからの情報をお待ちしています。申込・問合せ先 神栖市社協 地域福祉推進センター 担当 名雪・荒井 電話 0299-93-0294

第249回 地域ネットワーク勉強会報告(10月25日開催 参加者30名)

市内の身近なひきこもり相談窓口と取り組み

神栖市就労支援相談員(ひきこもりの方の就労・自立相談)

障がい者就労支援センターコンパス(居場所の取り組み)

佐藤 節子氏

こころの相談・生活困窮者自立支援事業相談員(神栖市社協)

鴨川 和明

佐藤相談員



就労支援相談(ひきこもりの方の就労・自立相談)は、当事者との対話から、やりたいことがあってもできないという方には、その進路に向かって本人の背中を押すサポートをしています。何をしたらいいかわからない、何から始めたらよいかわからないという「生きる力」が弱くなっている方には、障がい者就労支援センターコンパスで農業体験などができる「居場所」の利用を勧めています。

この勉強会に、佐藤相談員が3年間ひきこもりだった当事者を連れてきてくれてお話を伺うこともできました。障害を抱えて何度も自暴自棄になったけれども、「人生をやり直す」という強い思いを持たれたことと、コンパスにつながって、余計なことを考えずに目の前の作業をしていくなかで、人の役に立ちたいという思いも芽生えてきたという前向きになれたお話を伺えました。

鴨川相談員からは、生活に困窮する人の経済的な問題だけでなく、ひきこもりの方や、就労経験がなく働くために何をしたらよいかわからない方に、就労のための情報提供や、ハローワークに同行するなど、ご本人に合わせたサポートをする生活困窮者自立支援事業について事例を交えて説明がありました。

最後の30分は引きこもっている家族についての悩みや、支援者側からのご意見をいただき、佐藤相談員より、「引きこもりは引きこもり本人の問題ではあるが、その本人にきちんと向き合う人が必要。」と伝えられました。